

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会 報告書

令和8年4月10日

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

1. はじめに	1
2. 障害児入所施設の現状	3
3. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性	4
(1) 基本的視点	4
(2) 基本的な方向性	5
① こどもと家族のウェルビーイングの保障：家庭的養育、家族支援の推進	
② こどもの権利の保障：パーマネンシー保障の理念、意見表明等支援の推進	
③ こどもの最大限の発達の保障：育ちの支援と合理的配慮	
④ 専門性の保障：専門的ケアの強化と専門性の向上	
⑤ 質の保障：人材育成・職員支援・自己評価・透明性の確保等の整備	
⑥ 包括的支援の保障：地域の障害のあるこども及びその家族への支援の強化、切れ目ない支援体制の整備、他施策との連携	
⑦ 社会的養護施策との連携の推進：社会的養護施策への後方支援の強化	
4. 施設種別ごとの課題と今後の方向性	8
(1) 福祉型障害児入所施設の課題と今後の方向性	8
1) 障害児入所施設での暮らし	
① 家庭的な養育環境の推進について	
② ケアニーズの高いこどもへの支援の強化について	
2) 利用児童の状態像に応じた障害児入所施設の施設類型	
① 施設基準等の統一化について	
3) 入所しているこどもの家族への支援	
① 家族支援の強化について	
4) 障害児入所施設における地域支援機能について	
① 地域における障害のあるこども及びその家族への支援について	
② 移行後のアフターケアについて	
5) 社会的養護施策との連携	
① 障害児入所施設と社会的養護施策との相互の連携について	
② 社会的養護施策を利用する障害のあるこどもへの支援について	
③ 障害児施策と社会的養育施策との相互の連携について	

④ 措置変更を行う際の留意すべき事項について

(2) 医療型障害児入所施設の課題と今後の方向性……………13

1) 障害児入所施設での暮らしについて

- ① 発達支援機能の強化について
- ② 家庭的養育の推進について
- ③ ケアニーズの高いこどもへの支援の強化

2) 入所しているこどもの家族への支援について

- ① 家族支援の強化について

3) 障害児入所施設における地域支援機能について

- ① 地域における障害のあるこども及びその家族の地域への支援について

4) 社会的養護施策との連携

- ① 社会的養護施策を利用する障害のあるこどもへの支援について
- ② 障害児入所施設と社会的養護施策との相互の連携について

(3) 福祉型・医療型に共通する課題と今後の方向性……………16

- ① こどもホーム（仮称）の創設
- ② 入所しているこどもの社会参加の保障と日中活動の充実について
- ③ 意見表明等支援の推進について

(4) その他……………19

- ① 障害児入所施設の名称の変更について
- ② 質の確保・向上について
- ③ 契約入所と措置入所について
- ④ 障害児入所施設における一時保護委託について
- ⑤ 教育との連携について
- ⑥ 障害児入所施設における大規模災害時の対応について
- ⑦ 虐待防止・性暴力防止について
- ⑧ 人材確保と職員の定着・支援体制について

5. 本検討会におけるこども・若者の意見反映について……………23

6. おわりに……………24

1. はじめに

- 障害児入所施設については、平成 24 年の児童福祉法の改正により、障害種別ごとに分かれていた体系から、「福祉型」、「医療型」の 2 類型に再編された。
- また、当時、障害児入所施設に入所できていた 18 歳以上の入所者については、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策において対応すること（いわゆる「過齢児問題」）とされるとともに、改正後は、原則として障害児入所施設の指定を受けていることをもって障害者支援施設の指定基準を満たすものとみなす措置が講じられた。
- その後、「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書（平成 26 年 5 月）、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和 2 年 2 月）において、障害児入所施設の在り方について一定の方向性が示されるとともに、令和 3 年には「障害児入所施設運営指針」を策定し、これらの方向性を踏まえて取組が進められてきた。
- さらに、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会報告書」（令和 5 年 3 月）において、強度行動障害の状態を有する児者への支援者、支援ニーズの把握と相談・調整機能、日常的な支援体制、状態が悪化した場合の集中的支援、乳幼児期、学童期及び思春期における予防的支援、医療との連携体制等、障害児入所施設を含め、地域における支援体制の在り方の全体像やその構築に向けた今後の道筋が示された。
- 令和 5 年 4 月には、こども家庭庁が創設され、障害児支援施策はこども政策の中で一元的に推進されることとなった。加えて国においては、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされた。こども家庭庁創設とあわせて施行された「こども基本法」においては、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とし、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められた。
- 令和 5 年 12 月に閣議決定された、「こども大綱」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」、「こどもの居場所づくりに関する指針」では、障害の有無に関わらず、こどもの権利等を考えていく上で重要な観点が示された。

- いわゆる「過齢児問題」については、平成 24 年の児童福祉法の改正以降、移行調整が十分に進まず、18 歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況が続き、措置期間の延長を繰り返してきたが、「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」報告書（令和 3 年 7 月）においていわゆる「過齢児問題」の解消に向けた提言を受け、令和 6 年 3 月 31 日で当該措置は終了となった。
- また、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「令和 4 年改正児童福祉法」という。）の施行により、障害児入所施設から大人としての生活への移行調整の責任主体が都道府県及び政令指定都市であることが法的に明確化されるとともに、一定の年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合等、必要な場合には 23 歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組みが構築された。
- 社会的養護施策では、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県等に対し、「都道府県社会的養育推進計画」（以下、「社会的養育推進計画」という。）の策定を求めている。令和 4 年改正児童福祉法や、これに先立つ「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会報告書」（令和 4 年 2 月）における指摘を踏まえ、令和 7 年度から 11 年度までを期間とする社会的養育推進計画の策定に向けた「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画」の策定について）（令和 6 年 3 月 12 日付けこ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）参照）の見直しに当たり、新たに「障害児入所施設における支援」の項目を位置づけた。
- このように、こども施策の全体の動向や障害児入所施設を取り巻く状況が大きく変化している中において、障害児入所施設の利用者像も多様化しており、ケアニーズの高いこども¹をはじめ、様々な状態像のこどもが障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての検討が必要となっている。
- 本検討会では、以上のような経緯や状態像を踏まえつつ、こども施策全体の流れと、個別の障害児支援施策、社会的養護施策の動向、さらには障害児入所施設の実態等を考慮して、社会的養護施策等との連携も踏まえた役割についての整理、今後の障害児入所施設の在り方についての検討を行ったものである。これまで、関係団体からのヒアリングも含め、有識者、障害児入所施設団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成す

¹ 強度行動障害を有するこども、医療的ケアが必要なこども、虐待体験や心的外傷等により心理的な支援が特に必要なこども、複数の障害があり医療を含めた関係機関と連携した支援が必要なこども、これらを合わせ持つこども等

る検討会を7回、福祉型ワーキングを3回、医療型ワーキングを3回、こども・若者ヒアリングを実施し、議論を重ねてきた。その結果としてここに報告書を取りまとめる。

2. 障害児入所施設の現状

- 障害児入所施設の現状について、こども家庭庁支援局障害児支援課調べによれば（以下特に記載がない限り本稿において同じ。）、令和7年4月時点における施設数は福祉型が233施設、医療型が235施設となっており、入所児童（18歳以上で引き続き入所している者を含む。以下同じ。）数は福祉型が5,265人（うち18歳未満5,159人、うち18歳以上106人）、医療型が2,613人（うち18歳未満2,500人、うち18歳以上113人）となっている。
- このうち、福祉型については、令和5年4月時点に比べ施設数が7施設減少し、入所児童数は、386人減少している。また福祉型においては、主として知的障害のある児童が、主として盲児を入所させる施設に3割程度、主としてろうあ児を入所させる施設に6割程度、主として肢体不自由のある児童を入所させる施設には4割程度在籍している。
- 入所経路については、福祉型の措置は、家庭、児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院からの順となっており、契約は、家庭からが85%となっている。医療型の措置は、病院の医療機関、家庭、乳児院からの順となっており、契約では、家庭からが49%、他の医療機関からが32%となっている。
- 入所児童に占める被虐待児の割合についてみると、福祉型の措置で37%、契約で3%。医療型では、措置で38%、契約で1%となっている。
- 入所児童の措置と契約の割合を見ると、福祉型では、措置70%、契約30%。医療型では、措置33%、契約67%となっている。
- 入所児童の入所理由についてみると、福祉型、医療型ともに、措置では虐待（疑いも含む）が最も多くなっており、福祉型で37%、医療型で38%を占めている。ついで、養育の協力者の必要性が、福祉型で17%、医療型で19%となっている。また、契約では、福祉型は、保護者の育児不安24%、養育の協力者の必要性23%の順となっており、医療型では、児童の医療目的48%、養育の協力者の必要性17%の順となっている。
- 福祉型の入所児童で不安や睡眠の乱れ、激しいこだわり等、神経発達や心理的な要因を背景要因とした小児科、心療内科、児童精神科、精神科等の医療機関の通院、入院がある児童の割合は、通院が48%、入院が5%となっている。

- 外泊が出来ない児童数は、福祉型の措置で68%、契約34%で、医療型の措置96%で、契約で66%となっている。
- 障害児入所施設が併設、または障害児入所施設を運営する法人が実施している事業は、福祉型は、短期入所75%、日中一時支援事業68%、障害児相談支援事業所51%、放課後等デイサービス42%、児童発達支援29%の順に実施している施設が多く、医療型は、短期入所75%、障害児相談支援事業所45%、日中一時支援事業41%、放課後等デイサービス40%、児童発達支援35%の順に実施している事業が多くなっている。

3. 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

障害児入所支援に携わる全ての施設関係者及び行政、関係機関等は、「障害児入所施設の在り方に関する検討会」報告書（令和2年2月）において、「基本的視点と方向性」で示されている観点を引き続き重視した上で、更に障害児入所支援を取り巻く状況や課題、関連する他の施策の動向等を踏まえ、以下の基本的視点と方向性をもって支援を進めていくことが必要である。

(1) 基本的視点

- こどもの権利条約や障害者権利条約およびこども基本法の理念を踏まえ、全てのこどもが個人として尊重され、その固有の尊厳と権利が保障されることは、障害児入所施設の在り方を検討する際には、最優先すべき視点である。
- こども基本法第1条においては、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現を目指すことが規定されている。また、第3条では、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保護されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること、その年齢及び発達の程度に応じて、すべてのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することが規定されている。障害児入所施設の在り方を検討する際には、これらの視点を最優先すべきである。
- 障害児入所施設は、障害のあるこども本人の最善の利益を実現するため、こども一人一人の意思を尊重した支援に転換させていくことが重要である。その際は、こども自身がど

のような生活をしたいのかなど、日々こどもの声を丁寧に聴きながら、こどもが希望する生活が可能な限り実現されるよう努め、生活の質を高めていくことが重要である。

- また、障害児入所施設は、地域に目を向け、地域支援機能を充実させることが重要である。その際には、障害児入所施設の機能を生かし、相談支援やレスパイト利用ができる短期入所等を合わせ持つ総合的な機能を有することが必要である。これにより、関係機関と連携し、地域で生活する障害のあるこどもとその家族への包括的な支援体制の一端を担っていくことが期待される。
- 「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」における基本的な考え方として、「こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」のためには、まず、市区町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべきである。そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していく必要がある。」とされているとおり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底というこの基本的な考え方は、障害のあるこどもへの支援においても重要な観点である。

(2)基本的な方向性

① こどもと家族のウェルビーイングの保障²：家庭的養育、家族支援の推進

- こども基本法では、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することと規定されており、障害児入所施設についても、より家庭的な養育の中で、こどもが頼りたいときに信頼できる大人を自ら選び、その大人との継続的で安定した愛着関係の中での育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要が

² WHO（世界保健機構）憲章の中で、「健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態（well-being）にあること（日本WHO協会：訳）」と用いられている。また、児童の権利に関する条約の外務省訳では、「福祉」と訳されている。障害児通所支援に関する検討会では、委員より、近年、主観的なウェルビーイングが重視されているとの意見もあり、例えば、身体的に満たされていない状態であっても、主観的には良い状態であるということもあり得るという意見もあった。

ある。

- 障害児入所施設に入所中であっても、家族の実情を考慮しながら、こどもとその家族の関係が続くような支援を行う必要がある。このように、生活の場が変わっても、こどもの希望に寄り添い、こどもと家族の関係が継続していくように、家族を含めたトータルな支援を行っていくという視点が大切である。

② こどもの権利の保障：パーマネンシー保障の理念、意見表明等支援の推進

- こどもが大切な大人との安定したつながりの中で、これからも続いていくと感じられる将来の見通しをもち、自らが所属していると実感できる関係性や、いつでも戻れる安心できる場所があると感じられることは、パーマネンシー保障の観点から極めて重要である。この考え方は障害のあるこどもへの支援においても重要な観点である。更には、障害児入所施設を退所後においてもこども自身が信頼できるひととの『つながり』の中で生活していると思えるよう支援していくことが必要である。
- 障害のあるこどもの支援にあたっては、大人の意見や意向を優先・尊重した支援になりやすいことも想定される。そのため、権利の主体はあくまでこどもであることを十分に理解し、こどもに寄り添い、こどもの意思をくみ取り、こどもの意見を聴き、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こどもの今とこれからにとっての最善の利益を図る必要がある。また、こどもが安全に安心して意見を述べることができる場や機会をつくり、意見の表明や参画につながる好循環をつくることで、こどもが自己肯定感や自尊心を高め、自己効力感を持つことにつながり、こども本人のエンパワメントを高めることができる。これらがこども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていく。
- 職員は、常にこどもの言動を受け止め傾聴し、こどもが自分で自分のことを決める権利を大切にしながら、こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合は、実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努めることが重要である。

③ こどもの最大限の発達の保障：育ちの支援と合理的配慮

- こどもの最善の利益の保障という観点から、障害児入所施設については、「こどもが育つ環境を整えるこどもの施設」、「こども本人が望む暮らしを保障する施設」といった幼児期からライフステージを通じてこどもの育ちを支援することや、発達段階、障害特性に応じて個々に配慮した環境設定、支援を行う必要がある。加えて、個室の整備等によるプ

ライバシーの確保や、個々の生活リズムが尊重される環境づくりを進めていくことが重要である。

④ 専門性の保障：専門的ケアの強化と専門性の向上

- 障害のある子どもを取り巻く状況は多様化してきており、こどもの状態像も個人差がある。障害児支援においては家族や周囲との関係性の観点で本人をとらえながら成長発達を中心においた関わりが重要な視点であるが、強度行動障害、医療的ケア、虐待等による愛着形成の必要性やトラウマケアが必要な子どもなど、ケアニーズの高い入所児童が多くなっており、こうした複合的な課題を抱える障害のある子どもへの更なる支援を図る必要がある。こうした課題に対応するために、医療機関との連携や公認心理師等の専門職の配置の推進や、更なる体制の整備、各種研修の受講等により、専門性の向上を図っていく必要がある。

⑤ 質の保障：人材育成・職員支援・自己評価・透明性の確保等の整備

- 全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める必要がある。このため、国においては、令和9年度以降の本格実施を見据えた、研修体系の構築に向けた具体的な議論が行なわれた「障害児支援における人材育成に関する検討会（報告書）」（令和7年8月）で取りまとめられた方向性を踏まえながら、円滑な研修の実施を進める必要がある。
- 支援の質の確保・向上を図るため、障害児入所施設運営指針を踏まえた支援が行われる必要がある。また、施設の運営・支援の透明性を確保するため、施設は積極的に外部からの客観的視点を取り入れることが求められる。これらの取り組みを通じて、施設も課題に気づき、質の改善を図っていくことにつながるものである。これらの取組を推進するため、国においては、自己評価、第三者評価の仕組みの導入を検討する必要がある。
- 質の高い支援を継続的に提供するためには、支援者自身が安心して学び、相談できる環境を確保することなどその環境づくりが不可欠である。このため、障害児入所施設においては、職員が日々の困難や課題ややりがいを共有し、助言を受けられる体制を整備するとともに、職員の心身の負担を軽減し、心の健康を維持しながら職員が長期にわたり安定して専門性を発揮できる環境の整備を進める必要がある。これらの環境整備を進めるためには、産業医や心理等の専門機関やスーパービジョンやコンサルテーション機関等の支援資源を積極的に活用することが重要である。

⑥ 包括的支援の保障：地域の障害のある子ども及びその家族への支援の強化、切れ目ない支援体制の整備、他施策との連携

- 地域の障害のある子ども及び家族を包括的に支援していくためには、児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制整備を、市町村が主体的に進めていくことが重要である。体制整備に当たっては、こども家庭センター、児童家庭支援センター、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、教育機関、家庭支援事業を実施する機関等の緊密な連携体制を構築していくことが重要であるが、障害児入所施設が管内にある場合には、障害児入所施設がその専門性を生かし、児童発達支援センターと連携しながら、地域における支援の拠点として主体的に中核的な役割を果たしていくことが必要である。また、こどもの障害特性に加え、生活環境、社会経済的背景など、複数の要因が重なり合うことで支援ニーズが複雑化する場合があることを踏まえ、子どもと家族の状況を総合的に把握し、利用できる制度を積極的に活用しながら、切れ目のない多機関・多職種連携による、包括的で継続的かつ重層的な支援を行うための体制整備につながることを期待される。
- 障害児入所施設を利用する子どもと家族が、入所前に地域で支援を受けていた段階から、入所時、入所中、退所後と子どもと家族が今まで暮らしていた地域との関わりを継続することができるよう、入所前に暮らしていた市町村と障害児入所施設が連携を図りながら、切れ目なく支援が継続されていくことが重要である。

⑦ 社会的養護施策との連携の推進：社会的養護施策への後方支援の強化

- 里親、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）、乳児院、児童養護施設等においても、障害のある子どもが生活している現状を踏まえ、障害児支援施策と社会的養護施策の緊密な連携が必要である。それぞれの施策でこれまで積み上げてきたノウハウや専門性をさらに高めていくとともに、お互いのノウハウや専門性を学びあうことにより、新たな課題への対応力を高めていく必要がある。また、障害児入所施設が、乳児院や児童養護施設等に入所している障害のある子どもを支援することや、障害のある子どもを養育している里親やファミリーホームを里親支援センター等と連携し支援すること等、社会的養護施策への後方支援を強化していくことも重要である。

4. 施設種別ごとの課題と今後の方向性

（1）福祉型障害児入所施設の課題と今後の方向性

1）障害児入所施設での暮らし

① 家庭的な養育環境の推進について

- 障害のある子どもの養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設における支援は、こどもの発達段階や障害特性の正確な理解、それに応じた人的な環境と物理的な環境を総合的に整備し提供することが重要である。加えて、できる限り良好で家庭的な養育環境の中で、子どもが信頼できると感じられる大人との継続的で安定した愛着関係の下で支援が行わ

れる必要がある。

- また、こどもが信頼できると感じられる大人との安定したつながりの中で、これからも続いていくと感じられる将来の見通しをもち、自らが所属していると実感できる関係性や、いつでも戻れる安心できる場所があると感じられることは、パーマネンシー保障の観点から極めて重要である。
- そのため、障害児入所施設においては、こどもにとって「できる限り良好で家庭的な養育環境」が保障されるようユニット化等によりケア単位を小規模化し、できる限り良好で家庭的な養育環境の下で支援を行うことが必要である。更に家庭的環境を推進するため、サテライト型の整備を推進していく。
- これらの生活を実現していくに当たっては、こども一人一人の発達段階や障害特性に応じたきめ細かい配慮が可能となるよう、国においては、より小集団で生活するための職員配置の在り方等、具体的方策を検討していくことが必要である。

② ケアニーズの高いこどもへの支援の強化について

- 愛着形成の課題を抱えていたり、強度行動障害の状態を有していたり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）の課題によりトラウマケアを必要とするこども、医療的ケアを必要とするこどもなど、心理的な支援が特に必要なこども、複数の障害があり医療を含めた関係機関との連携した支援が必要なこども、これらを合わせ持つ児童の入所が多くなっており、こうした複合的な課題を抱える障害のあるこどもに対して、専門的な支援が必要になることから、強度行動障害を有するこどもへの支援や、トラウマインフォームドケア等の職員の専門性を発揮するため、強度行動障害の研修やトラウマインフォームドケアの研修等の受講や、医師や公認心理師、強度行動障害の中核的人材の配置、広域的支援人材との連携を強化していく必要がある。
- また、視覚障害、聴覚障害のあるこどもには、意思疎通に関して職員の専門性を高めるための支援や環境整備、支援機器の適切な活用が促進されるよう検討すべきである。
- あわせて、施設内の職員だけで支援を行うのではなく、医療機関の医師や公認心理師等の専門職との緊密な連携を強化すべきであり、国においては、これらの連携が促進されるよう制度の在り方を検討すべきである。

2) 利用児童の状態像に応じた障害児入所施設の施設類型

① 施設基準等の統一化について

- 障害児入所施設は、平成 24 年に施行された児童福祉法の改正前は障害種別ごとに分かれており、こどもの受け入れも障害種別ごとに行ってきた。改正後は、福祉型障害児入所施設に統一されたが、現在も施設の類型（知的障害児、自閉症児、肢体不自由児、盲児、ろうあ児）ごとにそれぞれの配置基準、基本報酬が設定されている。
- 主として肢体不自由児、盲児、ろうあ児を支援する施設においては、障害の重複した状態のこどもが多く、こどもの状態像が重なってきている状況であって、さらに、いずれの施設の類型においても、被虐待児の利用も増えている現状である。そのため、いずれの施設においても、こどもの複合的なニーズに対応することが必要である。また、こどもが生まれ育った身近な地域で支援を受けられるという観点から、国においては、施設の類型を一元化するとともに、こども一人一人のニーズに合わせた支援を行うことができる人員配置等の在り方を検討していく必要がある。

3) 入所しているこどもの家族への支援

① 家族支援の強化について

- 障害児入所施設に入所中であっても、こどもの意向、また、家族の意向や状況等を考慮しながら、こどもとその家族の関係が続くように支援を行う必要がある。入所時には、家族について、関係者・関係機関が参集する会議や要保護児童対策地域協議会等において、それぞれが有する情報を共有するとともに、今後の家族支援の在り方を協議し、こどもと家族の状況に即した家族支援に関する計画を作成し、重層的支援体制整備事業等、様々なサービスの利用も含め、関係機関が緊密な連携を図りながら支援を行うことが重要である。
- 入所しているこどもと家族の関係を再構築するための支援を行う際には、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を参考に、児童相談所等の関係機関とともに、親子関係を再構築するための支援を行う必要がある。
- 同じ経験を持つ保護者同士のつながり、支え合いは非常に重要である。職員に相談できない事でも同じ立場にある保護者であれば相談出来ることがあり、実体験に基づいた具体的な情報や気持ちを分かち合い、お互いが支え合うことでエンパワメントされる。また、退所児童の保護者や入所児童以外の保護者との関わりも、多様な視点や経験を共有できる貴重な関わりとなる。そのためピアサポートを推進していく必要がある。
- 入所前に生活していた地域や家庭に戻るための支援を行う際には、親子関係の再構築に向けた家庭環境の調整や、家庭復帰後のアフターケアを行っていくことが重要である。そのため、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、児童発達支援セン

ター、障害児通所支援事業所、相談支援事業所等の関係機関が連携を図りながら、障害児入所施設がこれらの関係機関にこどもや家族についての情報共有を丁寧に行う等により、継続した支援が可能となるよう、市町村においても切れ目なく手厚いサポート体制を構築する必要がある。

- 障害児入所施設における家族支援の強化を進めていくに当たっては、主に家族支援を担うため児童養護施設等に配置されている家庭支援専門相談員のような人材が必要である。そのため、国においては、家族のニーズに合わせた支援を行うことができるよう検討していく必要である。

4) 障害児入所施設における地域支援機能について

① 地域における障害のあるこども及びその家族への支援について

- 障害児入所施設は、地域の実情に応じて、障害児入所施設の有する機能を踏まえた、地域での役割を検討していくことが重要である。特に、要保護・要支援等のハイリスクなこどもや家族に対する必要な支援を行うための役割を果たしていくことが必要である。そのためには、相談支援（こども家庭センター、児童家庭支援センター、相談支援事業所等）、こどもが安心して過ごすことができる居場所、家庭支援事業、短期入所等、こどもにとって関わる大人、生活の流れ、環境や支援等の変化を最小限にするように努め連続性のある支援体制を整備していく等、施設の多機能化も視野に入れて検討していく必要がある。
- 障害のあるこどもとその家族が、地域において安心して育ち、暮らすためには、短期入所は重要な社会資源の一つである。また、短期入所の利用により、こどもの生活の連続性の中で見える姿から、通所支援等とは異なるこどもや家族の支援ニーズを把握することができる貴重な機会ともなる。これらの機会では把握したニーズを、こどもが利用する地域の相談支援事業所や障害児通所支援事業所と共有しながら、こどもや家族への包括的な支援につなげていくことが必要である。そのため、国においては、親子でレスパイトができる環境も検討していく必要がある。
- また、行動障害の状態が強く現れている等、状態が不安定なこどもに対しては、一時的に短期入所を利用し、生活場面におけるこどもをアセスメントすることにより、こどもの支援ニーズを把握するとともに、こどもの状態に応じた必要な支援を提供していただくことも、障害児入所施設が有する短期入所の重要な役割であると考えられる。
- そのため、地域における利用ニーズに応えることができるよう短期入所を充実させていくことが重要であり、国においては、短期入所利用中の生活の在り方、また、短期入所や一時保護も含めた職員配置の在り方等を検討していくことが必要である。

- 一方、サテライト型等、障害児入所施設の小規模化を進めていくと、入所しているこどもの安定した生活や設備的な構造等により、短期入所の受け入れがしづらくなることも想定される。そのため、例えば、サテライト型をバックアップする本体施設に、短期入所を備える等、安定して短期入所を運営するための検討も必要である。

② 移行後のアフターケアについて

- 退所後に入所した施設等で、本人が希望する生活が送れていない場合等には、移行する前に入所していた障害児入所施設に相談が寄せられる場合もあり、移行した利用者に対するアフターケアを行うことも重要である。そのため、国においては、アフターケアの支援の推進を図っていく必要がある。

5) 社会的養護施策との連携

① 障害児入所施設と社会的養護施策との相互の連携について

- 現在、障害児入所施設は被虐待児を多く受け入れている状況である。また、里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設等では、障害のあるこどもを多く受け入れている状況があり、双方ともに利用者像が多様化してきている現状にある。そのため、それぞれの施設等がこれまで積み上げてきた知見や専門性を相互の学び合いの中で共有することにより、多様な状態像のこどもへの支援力を高めていくことが必要である。そのためには、障害児入所施設も、地域の（自立支援）協議会や要保護児童対策地域協議会、移行支援等に関する地域の各種協議の場等の会議体に積極的に参画し、顔の見える関係づくりをすることにより、事業所間の日常的な連携や互いの専門性を学び合う研修を合同開催する等、各地域で障害児入所施設と社会的養護施策の相互連携が図られていくことが期待される。

② 社会的養護施策を利用する障害のあるこどもへの支援について

- 社会的養護を必要とするこどもの中に、障害等のあるこどもが増加していることを背景に、平成 30 年に保育所等訪問支援の利用対象が、乳児院や児童養護施設に入所している障害のあるこどもにも拡大されたが、活用が進んでいない現状にある。乳児院や児童養護施設等に入所している障害のあるこどもに対して、生活面での環境調整等の支援・助言等を行う観点では、障害児入所施設が有する専門性を活かした保育所等訪問支援の実施が期待されるものであり、障害児入所施設においても、保育所等訪問支援の担い手となり、社会的養護施策を利用する障害のあるこどもへの支援を推進していくことが必要である。
- また、里親やファミリーホームで生活する障害のあるこどもへの支援に当たっては、例えば、里親やファミリーホームで生活するこどもが短期入所を利用することにより、短期

入所を実施する施設が、里親やファミリーホームへのサポートや、夜間等の緊急時の対応等、里親やファミリーホームをバックアップする施設のひとつとしての役割として担うことも考えられる。これらの取組を進めるに当たっては、障害児入所施設が里親支援センターを実施、もしくは、里親支援センターや、障害児里親等支援体制強化事業を実施するフォスタリング機関等と連携し、里親を支援していくことが重要である。

③ 障害児施策と社会的養護施策との相互の連携について

- 障害児施策と社会的養護施策においては、それぞれの施策の性質に応じた内容のこどものニーズに応じた施設等がある中で、障害のあるこどもの本人の最善の利益を実現するためには、障害児施策と社会的養護施策との相互の連携の強化を図ることをより一層推進していく必要がある

④ 措置変更を行う際の留意すべき事項について

- 障害児入所施設と里親、ファミリーホーム、乳児院、児童養護施設等の間で措置変更を行う際には、児童相談所が主体となり、措置変更に関わる相互の施設等が連携し、こどもや家族に関する情報を措置変更前に共有する等、こどもが安全で安心な感覚を持てるよう、計画的に措置変更を進めていくことが重要である。

（２）医療型障害児入所施設の課題と今後の方向性

１）障害児入所施設での暮らしについて

① 発達支援機能の強化について

- 障害児入所施設に入所しているこどもは、基本的に、状態安定のための医療的な支援が日常的に必要不可欠であるが、それとともに成長・発達のための発達支援機能を強化させていくことが必要である。
- こどもの支援には、愛着形成や発達支援が重要であることの認識を施設全体で共有することが重要である。そのため、一人一人のニーズに合わせた発達支援をおこなうため、国においては、現場の状況を踏まえ、支援の主な担い手となる保育士等の職員の配置の在り方を検討すべきである。

② 家庭的養育の推進について

- 障害のあるこどもの養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においても、できる限り良好な家庭的な養育環境の中で、こどもが信頼できると感じられる大人との継続的で安定した愛着関係の下で支援が行われる必要がある。
- また、こどもが信頼できると感じられる大人との安定したつながりの中で、これからも

続いていくと感じられる将来の見通しをもち、自らが所属していると実感できる関係性や、いつでも戻れる安心できる場所があると感じられることは、パーマネンシー保障の観点から極めて重要である。

- そのため、障害児入所施設においては、こどもにとって「できる限り良好な家庭的な養育環境」が保障されるよう、居室の個室化や共有スペース等の居住空間の工夫等を行い、より家庭的な養育環境を目指し小規模化を進めて行く必要がある。
- また、こどもが信頼できると感じられる大人との継続的で安定した関係の下での愛着形成や将来を見据えた地域での体験的な生活等が期待できることから、緊急時の医療体制には留意しつつ、国においては、施設敷地内外でのサテライト型の創設を検討すべきである。
- これらの生活を実現していくに当たっては、こども一人一人の発達段階や障害特性に応じた個々に対する配慮が可能となるよう、国においては、職員配置の在り方等、具体的方策を検討していくことが必要である。

③ ケアニーズの高いこどもへの支援の強化

- 障害児入所施設の入所経路として、病院、NICU、GCU等の医療機関からの入所の割合が高くなっている。高度な医療が必要な児童等においても早期に障害児入所施設への入所が可能となるよう、国においては、職員の配置の在り方を検討し受け入れを推進していくことが重要である。
- 医療的ケアを必要とするこどもの状態像は極めて多様であり、重症心身障害と同等の状態のこどもから、動けるこどもや療育手帳が取得できないこども等もいる。これら多様な状態像にある医療的ケアニーズの高いこどもへの支援に当たっては、一人一人の状態像に応じた居住環境の工夫を行っていくことが必要である。また、国においては、こどもの状態像に応じた職員配置の在り方を検討していくことが必要である。

2) 入所しているこどもの家族への支援について

① 家族支援の強化について

- 障害児入所施設に入所中であっても、こどもの意向、また、家族の意向や状況等を考慮しながら、こどもとその家族の関係が続くように支援を行う必要がある。入所時には、家族に関し、関係者・関係機関が参集する会議や要保護児童対策地域協議会等において、それぞれが有する情報を共有するとともに、今後の家族支援の在り方を協議し、こどもと家族の状況に即した家族支援に関する計画を作成し、関係機関が緊密な連携を図りながら

支援を行うことが重要である。

- 同じ経験を持つ保護者同士のつながり、支え合いは非常に重要である。職員に相談できない事でも同じ立場にある保護者であれば相談出来ることがあり、実体験に基づいた具体的な情報や気持ちを分かち合い、お互いが支え合うことでエンパワメントされる。また、退所児童の保護者や入所児童以外の保護者との関わりも、多様な視点や経験を共有できる貴重な関わりとなる。そのためピアでのサポートを推進していく必要がある。
- 医療的ケアを必要とするこども等において、一時帰宅の際や家庭や成人サービスの移行期等において、入所後も地域の中で在宅での家族との生活を継続していけるように、国においては、こどもや家族の意向を聴きながら一時帰宅の際等に、在宅サービスが受けられる仕組みの検討が必要である。

3) 障害児入所施設における地域支援機能について

① 地域における障害のあるこども及びその家族の地域への支援について

- 障害児入所施設は、地域における医療的ケアが必要なこどもや家族への支援の中核的な役割を担うことが期待されるが、医療的ケア児支援センターとの連携を進めることにより、包括的で継続的かつ重層的な支援を行うための体制整備を行っていくことが重要である。
- 障害児入所施設は、保育、教育、社会的養護施策等を利用する医療的ケアが必要な障害のあるこどもに対して、障害児入所施設の専門性を生かし、適切な支援や助言等を行っていくことが期待される。
- 障害児入所施設は、地域の実情に応じて、障害児入所施設の有する機能を踏まえた、地域での役割を検討していくことが重要である。特に、医療的ケアを必要とするこどもや家庭、要保護・要支援等のハイリスクなこどもや家庭に対する必要な支援を行うための役割を果たしていくことが必要である。そのためには、相談支援（医療的ケア児支援センター、こども家庭センター、児童家庭支援センター、相談支援事業所等）、こどもが安心して過ごすことができる居場所、家庭支援事業を行う事業、短期入所等、こどもにとって関わる大人、生活の流れ、環境や支援等の変化を最小限にするように努め、連続性のある支援体制を整備していく等、施設の多機能化も視野に入れて検討していく必要がある。
- 障害のあるこどもとその家族が、地域において安心して育ち、暮らすためには、短期入所は重要な社会資源の一つである。また、短期入所の利用により、こどもの生活の連続性の中で見える姿から、通所支援等とは異なるこどもや家族の支援ニーズを把握すること

ができる貴重な機会ともなる。これらの機会では把握したニーズを、こどもが利用する地域の相談支援事業所や障害児通所支援事業所と共有をしながら、こどもや家族への包括的な支援につないでいくことが必要である。また、国においては、親子でレスパイトができる環境も検討していく必要がある。

- また、一時的に短期入所を利用し、生活場面におけるこどもをアセスメントすることにより、こどもの支援ニーズを把握するとともに、こどもの状態に応じた必要な支援を提供していくことも、障害児入所施設が有する短期入所の重要な役割であると考えられる。
- 重症心身障害のこどもや医療的ケアを必要とするこどもは、特に、利用ができる短期入所が不足しているとの指摘がある。そのため、地域における利用ニーズに応えることができるよう、短期入所を充実させていくことが重要である。国においては、医療型短期入所、福祉型短期入所、双方での受入れ強化も視野に入れながら、こどもや家族が地域で安心して育ち、暮らすことができるよう検討していくことが必要である。

4) 社会的養護施策との連携

① 社会的養護施策を利用する障害のあるこどもへの支援について

- 乳児院や児童養護施設等でも、障害のあるこどもを多く受け入れている現状がある。障害児入所施設の有する専門性を踏まえて、保育所等訪問支援事業等の担い手となり、医療的な側面等での知見が必要な場合等に、その専門性を伝えていくことも重要な役割と考えられる。
- 乳児院、児童養護施設等に入所している障害のあるこどもについて、機能訓練等、専門的な支援が必要な場合には、障害児入所施設に移行することで、将来の生活のしやすさに繋がることも期待できる。

② 障害児入所施設と社会的養護施策との相互の連携について

- また、自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会、移行支援や医療的ケア児等に関する地域の各種協議の場等において情報交換や互いの専門性を学びあう研修の場等を実施し、相互協力や相互交流していくことも重要と考えられる。

(3) 福祉型・医療型に共通する課題と今後の方向性

① こどもホーム（仮称）の創設

- 「障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書」（令和2年2月）において、人口減少社会の進展により地域に障害児入所施設が少なくなり、遠方に入所され帰省や面会の機会が限られ家族との交流が少なくなり親子関係が希薄になるなどにより、こどもの精

神的安定や家族再統合等に支障が出る例も出てきていることから、これらの解消をはかること、また、「良好な家庭的な環境」において養育されるよう、小規模化に取り組む施設に対する更なる支援を図るため、地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)を導入することについても検討すべきであるとの方向性が示された。

- 本検討会においても引き続き、地域小規模障害児入所施設(障害児グループホーム)(仮)の創設について検討をおこなったところ、多様性を尊重し差別のない「こどもみんな社会」の実現を目指す観点から、名称をこどもホーム(仮称)とすることが望ましいとされたところである。

- このような経過も踏まえ、こどもと家族が望む地域で支援を受けられ、かつ、可能な限りより家庭的な環境が整えられるようにするため、国においては、こどもホーム(仮称)の創設を検討していくことが必要である。

こどもホーム(仮称)が創設されることにより、少ない定員でも障害児入所施設の機能を維持できること、また、社会的養護の状況にあるこどもであっても、できる限り地域から離れず、こどもと家族が望む地域で生活することが可能となるとともに、こどもにとって「良好な家庭的な養育環境」を保障することにつながるものである。また、こどもと家族が物理的にも近い距離でいられることにより、こどもと家族の関係が続くことにも寄与するものであり、こどもと家族のウェルビーイングにつながることを期待される。

- こどもホーム(仮称)は、こどもの権利や発達、心理、社会的ニーズを理解し、多様な障害に対応し、そのこども一人一人とその家族に合わせた支援を行うこと、また関係機関や地域住民との密接な関わりを築き、連携すること等が求められる事業となることから、国においては、開設できる法人の基準を明確にし、こどもの年齢や医療的ケア児や強度行動障害を有するこども等、ケアニーズの高いこどもも含めたケアニーズに応じた必要な職員の配置、障害児通所事業所、訪問看護等の外部の支援の利用が可能となるような仕組みを検討するとともに、こどもホーム(仮称)に対して、入所児童に応じた関係機関と連携し、相談及び支援、研修等をバックアップできる仕組みを合わせて検討する必要がある。

② 入所しているこどもの社会参加の保障と日中活動の充実について

- こどもの健やかな育ちを保障していく観点では、障害児入所施設での生活のみで完結するのではなく、こどもが多様な体験や人と出会う機会を保障するために、施設とは異なる居場所を確保し、地域の中でこどもを育てていくことが重要である。そのために、国においては、入所しているこどもが保育園や児童発達支援等を柔軟に利用できるような体制を検討すべきである。

- こどもの希望を受け止め、できる限りこどもの希望に寄り添った休日や長期休みの余暇や外出等を実現すること等の取り組みを通じて社会参加を保障していくことが重要である。国においては、これらを実現するために必要な事項を検討する必要がある。

③ 意見表明等支援の推進について

- こども基本法において、こどもが権利行使の主体であり、最善の利益が保障され、意見を表明する権利の確保が示されている。特に障害のあるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参考により具体的に支援を進めて行く必要がある。全てのこどもが、適切な支援により周囲からの働きかけを受け止め、意識し、感じ、表出につながっていく可能性があり、障害の程度に関わらず、本人の意思を尊重するという姿勢をより推進していく必要がある。
- こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「こどもとの信頼関係の構築」―「意思形成支援」―「意思表出支援」―「意見形成支援」―「意見表明支援」―「意見実現支援」を丁寧に進めていくことが重要であり、日常生活や個別面談等を通じてこどもと関わりながら、こどもの状態や特性に応じた形でコミュニケーションをとっていくことが重要である。
- 意見表明等支援を推進していく上では、社会的養護施策で取り入れられている「こどもの権利ノート」の障害児版の作成及び活用や意見表明等支援事業を活用したアドボケイト制度のように第三者的立場の大人が、入所しているこどもの声を聴きながら、支援を進めていくことが必要である。
- 児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとされている。障害児入所施設に入所するこどもにおいても、こどもから聴取した意見・意向を十分勘案した上で障害児入所施設での支援の方法や内容等を検討する必要がある。
また、障害児入所施設に入所後においても個別の支援計画を作成する際は、こどもが計画作成に参加するようにし、計画の内容について丁寧かつ分かりやすく説明する必要がある。
- 障害児支援においても施設への意見表明等支援員の訪問を推進し、意見表明等支援員の専門性を高め、こどもの願いや想いを聴いて、意見又は意向の形成や表明を支援していくことが重要である。

(4) その他

① 障害児入所施設の名称の変更について

- 平成 24 年の改正児童福祉法の施行により、障害児通所支援は、事業の名称に「障害」という表記を使用せず、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等に変更された。
- こどもまんなか社会の実現に向け、こども自身が生活をする場として親しみをもち、家族にとっても安心してこどもを共に育てる関係を構築することができるよう、国においては、福祉型障害児入所施設については、「こども発達支援ホーム（仮称）」等に名称の変更を検討していくことが必要である。
- 医療型障害児入所施設については、医療提供体制を有していることを踏まえ、医療を必要とするこどもやその家族、また、関係機関等、外部からも医療提供体制を有していることが理解しやすい等の観点も考慮し、国においては、名称の変更を検討していくことが必要である。

② 質の確保・向上について

- 社会的養護施策では、自己評価や第三者評価が義務づけられているとともに、施設長の研修が義務化されている。また、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援においては、保護者等による客観的評価を踏まえた上で、自己評価を行うことが義務付けられている。
- これらの取組を参考に、障害児入所施設においても、自己評価を導入し、第三者が自己評価に関与することにより客観性を確保する仕組み、また、共同生活援助、障害者支援施設が行っている地域連携推進会議の取組等を参考に、国においては、客観的な評価により、質の確保・向上を図っていく仕組みについて検討していくことが必要である。
- これらの仕組みの検討に当たっては、障害児入所施設における自己評価の評価基準について検討を行うとともに、措置制度に基づき支援を行っていることを踏まえると、国においては、児童養護施設等と同様に、第三者評価の仕組みの導入へ向けた段階的な検討を進めることが必要である。

③ 契約入所と措置入所について

- 国においては、措置入所の取扱いについて、「障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について」（平成21年11月17日付け障障発1117第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）で自治体に周知をしているが、現状、措置入所の取扱いが、都道府県等によって異なるのではないか、という指摘がある。また、当時と比較し、入所し

ているこどもの状態像も多様化していることから、国においては、措置入所と契約入所の取扱いをいま一度整理し、都道府県等に周知していくことが必要である。その際には、以下の観点も踏まえて整理をしていくことが重要である。

- こどもと保護者の意向を尊重しつつ、家庭での養育の継続が難しい場合には、こどもの最善の利益を保障する観点に立ち、措置入所を基本とすることが考えられる。その際は、様々な状況を鑑み社会全体でこどもを育てる視点を持つことが重要である。
- 契約入所に関しては、様々な入所パターンが想定され、例えば、進学等の理由によりこどもが選択した場合、また保護者が、本人に適した環境を探して、入所を希望する場合、さらに、有期限・有目的により短期集中的な支援を必要とする場合等が考えられる。

④ 障害児入所施設における一時保護委託について

- 障害児入所施設において一時保護委託を受け入れる場合には、他の入所しているこどもが安定した生活を送ることにも考慮することが重要である。そのため、可能な限り、入所定員枠とは別に一時保護枠を確保するとともに、一時保護や短期入所専用スペースを確保することに努める等しながら、一時保護委託を受け入れることが望ましい。国は、一時保護児童の受け入れに向けた取組を推進していく必要がある。
- 一時保護委託期間中であっても、こどもが安全で安心な感覚が持てるよう、できる限りこどもの生活の流れ等を崩さないよう配慮することが望ましい。そのためには、障害児入所施設は、児童相談所と緊密に連携するとともに、こども本人の意思を丁寧に汲み取りながら支援を進めていくことが必要である。また、こどもの意向を踏まえながら教育の機会を保障していくことも必要である。

⑤ 教育との連携について

- こどもの生活の連続性を踏まえると、障害児入所施設と入所しているこどもが通学する学校が、相互の役割を理解するとともに、日常的にコミュニケーションを図りながら、相互協力の下で、こどもと家族を包括的に支援していくことが重要である。平成 30 年に、文部科学省と厚生労働省において開催されたトライアングルプロジェクト³、「地域における教育と福祉の一層の連携等の推進について（通知）」（令和 6 年 4 月 25 日付けこども家庭庁、文部科学省、厚生労働省連名通知）を踏まえ、福祉と教育の連携のための研修

³ 「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告」（平成 30 年 3 月 29 日家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム）

動画も作成されており、これらを参考にしながら教育との連携を進めていくことが重要である。

- 障害児入所施設においても、教育との連携は重要である。更なる充実を図るためには、学校が作成する、個別の教育支援計画と、施設が作成する個別支援計画や移行支援計画等を活用した積極的な情報共有により、こどもの状態や支援の方針に関する教育・福祉間での共通理解を深めるなど、こども一人一人の各ライフステージに応じた切れ目ない一貫した支援を行うことが重要である。

⑥ 障害児入所施設における大規模災害時の対応について

- 大規模災害が発生した際、障害児入所施設は、福祉避難所等の指定を受け、避難所で暮らすことが困難な場合もある障害のあるこどもたちを、できる限り受け入れる役割が期待される。その際には、障害児入所施設のみではなく、市町村、相談支援事業所や障害児通所支援事業所、地域住民等と連携を図りながら、地域全体で取り組むことが重要である。そのためには、障害児入所施設は、日頃から市町村や地域住民、関係機関等と連携を図っていくことが重要であり、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成 28 年 4 月（令和 3 年 5 月改定）内閣府（防災担当））を参考に物資輸送や職員の派遣など、災害発生時を想定した協議や合同で訓練を実施する等の取組を進めていくことが必要である。

⑦ 虐待防止・性暴力防止について

- 障害児入所施設においても、虐待防止の取組を進めていくことが重要である。現在、虐待防止委員会の設置や定期的な研修の実施が義務付けられる等、虐待防止の取組を進めてきているところではあるが、更なる利用者の状態像にあわせた虐待防止の取組が図られるよう、施設内の密室性等も念頭におきながら、施設内のニーズを踏まえた適切な支援提供に資する研修、職員同士が十分にコミュニケーションを図れる風通しの良い組織づくり、複数の職員でこどもを見守れる体制や児童養護施設に配置されている個別対応職員のように個別の対応が必要な児童等への支援を行うことができる体制など、国は、障害児入所施設においても職員配置の体制を検討するとともに、障害児入所施設は、職員自身も安心感をもちながら支援が行える環境づくりを行っていくことも必要である。
- また、令和 6 年 6 月にこども性暴力防止法が成立し、令和 8 年 12 月に施行される。障害児入所施設においても本法の対象となり、施設の従事者によるこどもへの性暴力等を防止するため、面談・相談・研修といった日ごろからの安全確保措置や、従事者の性犯罪前科の確認、従事者により児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認められる場合の防止措置等の取組が求められる。

- 障害児入所施設での支援は、職員が支配的、優越的立場に立ちやすく、継続的に密接な人間関係を持ち、密室での支援が行われることもあることから、国は、性暴力の防止に向けた職員配置の在り方を検討するとともに、性暴力の防止に関する環境づくりを行っていく必要がある。
- また障害児入所施設においては、上司や周囲の職員が職員の不安や疲労を察知し、心理的にサポートする体制や土壌をつくっていくことも必要である。
- 施設内で、こどもの権利擁護に関して、定期的に検討等ができる場を設け、施設における権利擁護の意識を高めていくことも重要である。また、意見表明等支援事業の利用を促進することにより、職員のこどもの権利意識が高まることも期待される。

⑧ 人材確保と職員の定着・支援体制について

- 障害児支援に携わる人材を確保していくことは重要な課題である。そのため、大学や専門学校等の教育機関とも連携を図りながら、実習等の機会を通じて、障害児支援の職場の理解啓発や魅力発信等をしていくこと等、学生が障害児支援への就職を選択する動機づけとなる取組等を進めていくことも重要である。
- 現在は、人材確保やその定着に向けて、社会的養護施策や介護分野等と同様に、処遇改善が進められてきている。今後、障害児入所施設と社会的養護施策との相互の連携を強化していく必要があるという意見を踏まえ、国においては、障害児入所施設での仕事に魅力を持ち職員自身の成長やキャリア形成を実現しながら働くことが出来るよう施設のキャリア形成の仕組みや魅力発信等の取組も参考としつつ、更なる人材確保・定着に向けて、必要な取組を検討していくことが望まれる。
- 障害児入所施設においては、職員が継続して専門性を高められるよう、経験年数や役割に応じた研修機会を計画的に確保するとともに、外部機関によるスーパーバイズやコンサルティングを定期的に活用できる体制を整えることが重要である。また、職員間で日常的に相談や情報共有が行える環境を整備し、あわせて、職員が、日々の支援を振り返る機会や成功体験を共有する仕組みを整え、やりがいを感じられる職場づくりを進めることが重要である。また、心の健康の維持に向けて、気軽に相談できる体制の整備や外部専門家との連携、心理的不安を早期に把握し対応できる環境づくりを行い、職員が安心して働き続けられるよう支援することが重要である。
- 人材確保を行っていく上では、ICT・DX活用により、業務の効率化を図り、支援の質の向上、透明性を図っていくことも重要な観点である。

5. 本検討会におけるこども・若者の意見反映について

- 本検討会では、障害児入所施設を利用している（又は利用した経験のある）こども・若者の意見を、支援者の基本姿勢をはじめとする本検討会の検討事項に反映させるため、「こども・若者ヒアリング」を障害児入所施設に訪問し実施した。こども・若者ヒアリングには14名に御参加をいただき、各ヒアリングの結果を本検討会において報告した。
- こどもたちの発言から見てきたのは、
 - ・ 褒めてくれる、話を聴いてくれる、自分のことを理解してくれる大人
 - ・ こどもが頼りたいときに頼ることができる大人
 - ・ 職員と一緒に時間を過ごすことや、活動を共にする信頼関係を育み、共通の活動や時間の共有を通じて「つながっている」と実感できる大人の存在が重要ということである。
- 他にも、「個室が欲しい」「同年代で生活したい」「外出の機会を増やしてほしい」等、こども自身がどのような生活を送りたいかといった希望に関する発言や、家族との関係について、「家族のところに帰りたい」「家族に会いたい」「お手伝いをしたい」等の希望が複数聴かれた。
- 障害児入所施設は、様々な経験の機会を準備し、こどもが育つ環境を整え、本人が望む暮らしを実現することが必要である。また、障害児入所施設に入所中であっても家族の実情を考慮しながら、こどもとその家族の関係が続くような支援を行う必要がある。
- これらを踏まえ、本報告書の本文中においては、
 - ・ 障害児入所施設についても、より家庭的な養育の中で、こどもが頼りたいときに信頼できる大人を自ら選び、その大人との継続的で安定した愛着関係の中での育ちを保障することでウェルビーイングの向上を目指す必要がある。
 - ・ 日々こどもの声を丁寧に聴きながら、こどもが希望する生活が可能な限り実現されるよう努め、生活の質を高めていくことが重要である。
 - ・ 個室の整備等によるプライバシーの確保や、個々の生活リズムが尊重される環境づくりを進めていくことが重要である。
 - ・ できる限りこどもの希望に寄り添った休日や長期休みの余暇や外出等を実現すること等の取組を通じて社会参加を保障していくことが重要である。国においては、これらを実現するために必要な事項を検討する必要がある。
 - ・ 生活の場が変わっても、こどもの希望に寄り添い、こどもと家族の関係が継続していく

ように、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要である。
と記載した。

- こども・若者ヒアリングの意見は、いずれも現在の障害児入所施設を利用している（又は利用した経験のある）当事者の立場からいただいた重要な御意見である。そのため、今後の施策の検討やより良い支援提供に向けた貴重な参考意見として、本報告書の参考資料に各ヒアリング結果をまとめているとともに、これらの結果を踏まえ、障害児入所施設の在り方について、こども・若者の目線でまとめている。ぜひ参考にさせていただきたい。

6. おわりに

- 本報告書では、近年、こども施策の全体の動向や障害児入所施設を取り巻く状況が大きく変化し、被虐待児や強度行動障害の状態を有するこども、医療的ケア児等といったケアニーズの高いこどもをはじめ、様々な状態像のこどもが障害児入所施設を利用している現状がある中、地域支援や社会的養護施策等との関係性も踏まえた今後の障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方について全体的な議論を行った。これらの議論を踏まえこども家庭庁では、次期障害福祉サービス等報酬改定において、必要な財源を確保しつつ実現が図られるよう速やかに検討すべきである。さらに、運営指針の改定など研究が必要なものについては、次年度以降の調査研究において着手できるよう検討すべきである。また、福祉型障害児入所施設の名称変更、こどもホーム（仮称）の創設等、制度改正が必要となる事項については、児童福祉法改正などの取組を強化する必要がある。
- また、本検討会においては、障害児入所施設が、社会的養護施策同様に家庭的な養育環境の推進を図るとともに、社会全体でこどもを育てていくことが重要であり、地域における切れ目のない多機関・多職種連携による包括的で継続的な支援で支えていくためには、障害児入所施設も重要な機関として役割を果たしていくことの重要性が議論された。その際、保育所等訪問等、社会的養護施策を利用する障害のあるこどもへの支援を推進し、里親やファミリーホームで生活する障害のあるこどもへの支援に当たっては、障害児入所施設が里親支援センターを実施、もしくは連携し、里親を支援していくことの重要性が議論された。
- 障害児施策と社会的養護施策とで、それぞれの性質に応じた内容の支援が行われている中、障害児施策も社会的養護施策と同様の充実を図りつつ、こどもと家族が、それぞれのウェルビーイングを実現できる制度となるよう、こども家庭庁関係各課と共に施策を進めるべきである。今後は、障害児入所施設についても社会的養護施策との関係性を意識し、施策の検討を進める必要がある。また、障害のあるこどもの代替養育を進める際には、制度横断的な視点を持ち、検討を進めて行く必要がある。

さらにこども家庭庁として、教育等その他の分野との連携の観点から、文部科学省等の他省庁との連携も強化し、共に施策を進めるべきである。

- こどもの意見表明については、日々こどもの意思をくみ取り、こどもの意見を聴き、多様な人格を持った個人として尊重し、その権利を保障し、こどもの今とこれからにとっての最善の利益を図るとともに、意見表明等支援を障害児入所施設でも推進する必要がある。

この検討会により、障害児入所施設の果たすべき役割と機能を考えるとともに、日々障害児支援に取り組んでいる人々の課題の改善につながり、障害児と家族が安心して子育てが出来る環境づくりが進むことが期待される。

- こどもはこれからの未来を生きる存在であり、こどもの声を施策に活かしていくこと、また、本検討会で寄せられたこどもたちの想いや意見を踏まえ、今後の施策を着実に進めていくことが必要不可欠である。

- 最後に、本報告書では、障害児本人の発達を最大限に保障すべきことに光が当てられることにより、こども達自身が輝く存在になる後押しとなることを願い、すぐに見直しを行うべきものから今後の支援の方向性まで幅広い提言を行っている。この報告書を受けて、こども家庭庁をはじめ、各関係省庁、自治体、支援者等の関係者が連携をし、施策が着実に進むことを強く期待する。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

障害児入所施設については、平成 24 年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成 30 年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和 4 年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に 23 歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成 24 年の児童福祉法改正で、18 歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和 6 年 3 月 31 日に当該特例は終了となった。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設について、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 今後の障害児入所施設の在り方に関する事項について
- (2) その他

3. 構成等

- (1) 本検討会は、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、障害児入所施設経験者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本検討会には、座長及び座長代理を置く。
- (4) 本検討会の座長は構成員の互選により選出し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (5) 本検討会は、障害児入所施設の今後の在り方について具体的検討を行うに当たり、座長が必要と認めるときは、ワーキンググループを開催することができる。
- (6) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。その他、本検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。

4. その他

- (1) 本検討会の庶務は、こども家庭庁支援局障害児支援課が行う。

- (2) 本検討会の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会 構成員名簿

構成員候補名		所 属 等
1	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 特任教授 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 特任教授
2	安部井 聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会 会長
3	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
4	石澤 柊	社会福祉法人麦の子会
5	市川 進治	日本肢体不自由児療護施設連絡協議会 事務局長
6	市川 宏伸	一般社団法人日本自閉症協会 会長
7	岩田 高明	京都府健康福祉部障害者支援課 課長
8	片岡 俊二	全国盲ろう難聴児施設協議会 副会長
9	金兼 千春	独立行政法人国立病院機構重症心身障害協議会 会長
10	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会 会長
11	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
12	児玉 和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 会長
13	佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
14	田窪 和美	東京都北児童相談所 所長
○ 15	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
16	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
17	花房 昌美	大阪精神医療センター 児童思春期診療部 主任部長
◎ 18	山縣 文治	大阪総合保育大学 特任教授
19	米山 明	全国療育相談センター 顧問

◎座長 ○副座長(五十音順、敬称略)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

福祉型障害児入所施設ワーキンググループ、医療型障害児入所施設ワーキンググループ

開催要綱

2. 趣旨

障害児入所施設については、平成 24 年の児童福祉法改正において障害種別ごとの体系から「福祉型」、「医療型」に再編され、平成 26 年の「障害児支援の在り方に関する検討会」、平成 30 年の「障害児入所施設の在り方に関する検討会」の報告を踏まえ、その在り方について一定の方向性が示され、取組が進められてきた。令和 4 年の児童福祉法改正においては、障害児入所施設に入所する児童の移行調整の責任主体の明確化と、必要な場合に 23 歳に達するまで入所継続を可能とする制度的枠組が構築された。平成 24 年の児童福祉法改正で、18 歳以上となった者は、障害者施策において成人として適切な支援を行っていくこととし、以降児童福祉法に基づき障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以上となった場合において、一定の福祉型障害児入所施設を指定障害者支援施設等とみなす特例を講じてきたが、令和 6 年 3 月 31 日に当該特例は終了となった。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児入所施設において、家庭的な養育環境の確保や専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害児の育ちと暮らしを支える観点から、小規模化等による質の高い支援の提供の推進等の加算の充実を図ったところである。

一方で、昨今、障害児入所施設の利用者像が多様化しており、被虐待児や強度行動障害を有する児、医療的ケア児等といったケアニーズの高い児童をはじめ、様々な状態像の児童が障害児入所施設を利用している現状がある。こうした中で、社会的養護施策等との関係性も踏まえた障害児入所施設の役割の整理や支援の在り方についての整理・検討が必要となっている。

こうした現状も踏まえ、次期障害福祉サービス等報酬改定や制度改正を見据えて、障害児入所施設の現状や課題等を把握するとともに、社会的養護施策等との関係性も踏まえた役割等の整理、今後の障害児入所施設の在り方に関する具体的な検討を行うため、「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」を開催する。

「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」における主な論点を踏まえて、今後の障害児入所施設の在り方の詳細等について具体的検討を行うため、「福祉型障害児入所施設ワーキンググループ」及び「医療型障害児入所施設ワーキンググループ」を開催する。

3. 検討事項

- (1) 今後の障害児入所施設の在り方に関する事項について
- (2) その他

4. 構成等

- (1) 本ワーキンググループは、こども家庭庁支援局長が学識経験者、障害児支援等の関係者、子育て当事者等の参集を求めて開催する。
- (2) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本ワーキンググループには、座長及び座長代理を置く。
- (4) 本ワーキンググループの座長はこども家庭庁支援局長があらかじめ指名するものとする。
- (5) 座長代理は構成員の中から座長が指名する。

- (6) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人を招聘することができる。その他、本検討会の運営に関し、必要な事項は座長が定める。
- (7) その他、本ワーキンググループの運営に関し、必要な事項は座長がこども家庭庁支援局長と協議の上、定める。

5. その他

- (1) 本ワーキンググループの庶務は、こども家庭庁支援局障害児支援課が行う。
- (2) 本ワーキンググループの議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

福祉型障害児入所施設ワーキンググループ 構成員名簿

構成員候補名		所 属 等
1	相澤 仁	大分大学福祉健康科学部 特任教授 山梨県立大学大学院人間福祉学研究科 特任教授
2	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
3	市川 進治	日本肢体不自由児療護施設連絡協議会 事務局長
4	市川 宏伸	一般社団法人日本自閉症協会 会長
5	片岡 俊二	全国盲ろう難聴児施設協議会 副会長
6	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会 会長
7	佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
8	中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
9	山縣 文治	大阪総合保育大学 特任教授

◎座長 ○副座長(五十音順、敬称略)

医療型障害児入所施設ワーキンググループ 構成員名簿

構成員候補名		所 属 等
1	安部井 聖子	全国重症心身障害児（者）を守る会 会長
2	金兼 千春	独立行政法人国立病院機構重症心身障害協議会 会長
3	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
4	児玉 和夫	公益社団法人 日本重症心身障害福祉協会 会長
5	田村 和宏	立命館大学産業社会学部 教授
6	花房 昌美	大阪精神医療センター 児童思春期診療部 主任部長
7	米山 明	全国療育相談センター 顧問

◎座長 ○副座長(五十音順、敬称略)

今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会の検討の経過

【主な検討事項】

- 研修の在り方について
- 研修の実施主体について
- 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について
- 研修の具体的運用に向けた方向性等について

【これまでの開催状況】

（検討会及びワーキンググループ）

第1回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

開催日時：令和7年5月21日（水）17：00～19：00

- （1）本検討会の主な検討事項について
- （2）本検討会の進め方等について
- （3）調査について
- （4）その他

第2回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

開催日時：令和7年6月25日（水）15：00～17：00

- （1）団体ヒアリング
 - ・ 一般財団法人全日本ろうあ連盟
 - ・ 一般社団法人全国医療的ケア児者支援協議会
 - ・ 一般社団法人全国児童発達支援協議会
 - ・ NPO 法人家庭養育支援機構
 - ・ 社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
 - ・ 全国児童青年精神科医療施設協議会
 - ・ 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- （2）その他

第3回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

開催日時：令和7年7月9日（水）17：00～19：00

- （1）団体ヒアリング
 - ・ 一般社団法人日本ファミリーホーム協議会
 - ・ 社会福祉法人全国社会福祉協議会全国児童養護施設協議会
 - ・ 全国児童家庭支援センター協議会
 - ・ 全国児童自立支援施設協議会
 - ・ 全国児童心理治療施設協議会
- （2）その他

第1回 医療型障害児入所施設ワーキンググループ

開催日時：令和7年7月30日（水）17：00～19：00

- （1）「障害児入所施設実態把握調査」の結果（速報）について
- （2）障害児入所施設での暮らしについて
- （3）障害児入所施設の施設類型の在り方について
- （4）その他

第1回 福祉型障害児入所施設ワーキンググループ

開催日時：令和7年8月6日（水）15：00～17：00

- （1）「障害児入所施設実態把握調査」の結果（速報）について
- （2）障害児入所施設での暮らしについて
- （3）障害児入所施設の施設類型の在り方について
- （4）その他

第2回 医療型障害児入所施設ワーキンググループ

開催日時：令和7年8月25日（月）17：00～19：00

- （1）入所児童の家族への支援について
- （2）障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について
- （3）その他

第2回 福祉型障害児入所施設ワーキンググループ

開催日時：令和7年9月10日（水）17：00～19：00

- （1）入所児童の家族への支援について
- （2）障害児入所施設が果たすべき地域支援機能について
- （3）その他

第3回 医療型障害児入所施設ワーキンググループ

開催日時：令和7年9月29日（月）17：00～19：00

- （1）障害児入所施設と社会的養護施策との連携について
- （2）その他について
- （3）ヒアリング実施概要（案）について

第3回 福祉型障害児入所施設ワーキンググループ

開催日時：令和7年10月6日（月）17：00～19：00

- （1）障害児入所施設と社会的養護施策との連携について
- （2）その他について
- （3）ヒアリング実施概要（案）について

第4回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

開催日時：令和7年12月2日（火）10：00～12：00

- （1）今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会中間報告（案）について
- （2）その他

第5回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

開催日時：令和8年1月19日（月）17：00～19：00

- （1）こども・若者ヒアリングの結果報告について
- （2）今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会報告書（素案）について
- （3）その他

第6回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

開催日時：令和8年2月16日（月）17：00～19：00

- （1）報告書（案）
- （2）その他

第7回 今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会

開催日時：令和8年3月12日（木）17：00～19：00（予定）

- （1）報告書（案）
- （2）その他

（ヒアリング）

こども・若者ヒアリング

開催日時：令和7年 11月10日（月）2名参加
12月10日（水）3名参加
12月15日（月）2名参加
12月16日（火）2名参加
12月18日（木）3名参加
12月24日（水）2名参加

計 14名

以上

わかもの
こども・若者ヒアリング
しりょう
フィードバック資料

こえ はんえい
～ みなさんの声をこのように反映しました ～

れいわ ねん がつ にち
令和 8 年 4 月 9 日



わかものかいさい

こども・若者ヒアリングをこのように開催しました

じっしほうほう

実施した方法

みなせいかつばしょうかが

皆さんの生活場所に伺いました

さんかにんずう

ヒアリングに参加してくれた人数

めい

14名

さんかりょうしせつ

参加したみなさんが利用している施設

ふくしがたしょうがいじにゆうしょしせついりょうがたしょうがいじにゆうしょしせつ

福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設

にってい

日程

がつにち 11月10日	がつにち 12月10日	がつにち 12月15日	がつにち 12月16日	がつにち 12月18日	がつにち 12月24日
めいさんか 2名参加	めいさんか 3名参加	めいさんか 2名参加	めいさんか 2名参加	めいさんか 3名参加	めいさんか 2名参加

みなさんの意見をこのように反映しました

1

わかもの おこな
こども・若者ヒアリングを行いました

2

いけん しりょう
みなさんの意見をまとめました(この資料3ページから10ページ)

3

いけん さんか かくにん
まとめた意見を参加したみなさんに確認してもらいました

4

けんとうかい おとな はな あ かいぎ いけん ほうこく
検討会(大人が話し合う会議)でみなさんの意見を報告しました

5

いけん いか わ
まとめた意見を以下の2つに分けました

はんえい いけん しりょう
反映した意見(この資料12ページ)

いけん きぼう せいかつ かのう かぎ じつげん
みなさんの意見から、こどもが希望する生活が可能な限り実現されるように、
かくほ せいかつ さんちよう かんきよう すす
プライバシーの確保や生活リズムが尊重される環境づくりを進めて行くこと、
きぼう そ よか がいいつとう じつげん きさい
希望に沿った余暇や外出等を 実現していくことについて記載しました。

ほか いけん
その他の意見

ほか いけん たいせつ いけん おとな はな あ けっか ほうこくしよ
他の意見も大切な意見なので、大人が話し合った結果をまとめる報告書に、
いけん しりょう
みなさんの意見をまとめた資料をつけました。

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ①

だれ なに

たの

うれ

おとな かいぎ ほうこく ないよう
※ 大人の会議で報告した内容

誰と何をすることが楽しかった・嬉しかった？

- ・ 友達と遊んだこと。(ほかにも友達とスポーツやゲームをすること等の意見あり)
ともだち あそ
- ・ 好きなことをしているとき。(ゲーム、折り紙、タブレット、テレビ等の意見もあり)
す お がみ など いけん
- ・ 職員と外出、旅行をしたこと。(複数意見あり)
しよくいん がいしゅつ りょこう ふくすういけん
- ・ 友達とか先生たちとお互い助け合って、話し合いをする中で、互いの意見や考え方を理解できたこと。
ともだち せんせい たが たす あ はな あ なか たが いけん かんが かた りかい
- ・ 自分をわかってもらえて会話が成り立つこと。
じぶん かいわ な た
- ・ 職員と話したり、悩みを聞いてもらうこと。
しよくいん はな なや き
- ・ 季節ごとの行事。
きせつ ぎょうじ
- ・ 施設で一緒に生活する小さい子と一緒に遊ぶこと。
しせつ いっしょ せいかつ ちい こ いっしょ あそ

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ②

しょくいん

うれ

ことば

しょくいん

うれ

おとな かいぎ ほうこく ないよう
※ 大人の会議で報告した内容

職員にかけられて嬉しかった言葉、職員にしてもらって嬉しかったこと

- ・ 一緒に遊んでくれたこと。(他、外出、買い物等、複数意見あり)
- ・ 「すごい」「頑張ってる」等ほめられたこと。(お手伝いやスポーツや勉強での活躍、自分が力を入れたこと、
普段できないことが出来たとき等、複数意見あり)
- ・ 「助かったよ」「ありがとう」と言われること。(小さい子の面倒を見たり、声をかけた時等、複数意見あり)
- ・ わからないことを教えてもらったこと。
- ・ 行事や発表の場などを準備してもらうこと。
- ・ 一緒に洗濯をやってくれること、タンスに収めたりを一緒にしてくれること。
- ・ 洋服を買ってもらったこと。
- ・ 悩んでいることに、一緒にの気持ちになってくれたり、励ましてもらったり、解決を手伝ってもらったこと。
- ・ コミュニケーション力があがるので、職員と話すだけで嬉しい。
- ・ マナーを教えてもらえること。

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ③

せいかつ あんしん

お つ

おとな かいぎ ほうこく ないよう
※ 大人の会議で報告した内容

(生活が)安心できるか、落ち着けているか

- ・ 安心し生活出来ている。落ち着けている。(複数意見)
- ・ 忙しくても自分に時間を作れるとか、自分が楽しいなと思える人との時間をとれると生活でも安心。
- ・ 共通の趣味の人がいて、趣味の買い物や話ができる。
- ・ 自分の部屋、ひとり部屋があるので落ち着く。(複数意見)
- ・ 複数で生活する部屋だが、カーテンで仕切られており、自分のスペースが持てて安心できる。
- ・ サテライトは、まったくお家みたいでよい。
- ・ ご飯が美味しい。(複数意見)
- ・ 自分がやりたいことを職員に言うと、叶えてくれる。
- ・ まあまあ。
- ・ そうでもない。

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ④

しんらい ひと いちばん たよ ひと

信頼できる人、一番頼れる人

おとな かいぎ ほうこく ないよう
※ 大人の会議で報告した内容

- ・ 職員しよくいんからアドバイスをもらい、後あとから考かんがえて、後あとからこうしなきゃなと自分じぶんが思おもえる職員しよくいん。
- ・ 話はなしかけて話はなしを聞きいてもらしよくいんう職員しよくいん。アドバイスをもらしよくいんう職員しよくいん。
- ・ 同どう性の職員しよくいんの方が話はなしやすい、異い性の職員しよくいんに話はなしにくいときには同どう性の職員しよくいんに聞きいてもらしよくいんう。
- ・ 自分じぶんの理想りそうに近ちかそうな人ひとだけ信しん頼らいできる。
- ・ 優やさしい職員しよくいんばっかりが良いいわけではなく、厳きびしい事ことも言いってくれる職員しよくいんがいせいないと、成せい長ちようできなかんがいと考えている。
- ・ 一いっ緒しょに生せい活かつしている職員しよくいんが良いい。
- ・ 付つき合あいが長ながい職員しよくいん。
- ・ 管かん理り者しゃと主しゆ任にん、生せい活かつの主ぬしになっしよくいんている職員しよくいん。
- ・ 担たん当とうの職員しよくいん。
- ・ 優やさしい職員しよくいん。
- ・ 家か族ぞく。
- ・ 一いつも近ちかくにせんばいいる先せん輩ばい。
- ・ 児じ童どう相そう談だん所じよの職員しよくいん。(月つきに1回かいは話はなす機き会かいがある。)
- ・ 施し設せつの職員しよくいんではなく、習ならい事ごとの外がい部ぶの方かた。
- ・ 施し設せつや学が校っこうでは信しん頼らいできる人ひとはいない。
- ・ 困こまったときそうに相そ談だんしている人ひとはいない。仕しか方かたなかんがいと考えている。

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ⑤

しょくいん

職員とやってみたいこと

おとな かいぎ ほうこく ないよう
※ 大人の会議で報告した内容

- ・ 職員と一緒^{しょくいん いっしょ}に映画^{えいが}を見たい。職員^みのリアクション^{しょくいん}が面白^{おもしろ}そう。
- ・ 来たばかり^きで、職員^{しょくいん}とまだ馴^なれていないのでおしゃべりしたい。
- ・ 希望^{きぼう}する事^{こと}に賛同^{さんどう}して応援^{おうえん}してほしい。
- ・ 職員^{しょくいん}の家^{いえ}に行^いって一緒^{いっしょ}に掃除^{そうじ}をしたい。
- ・ 職員^{しょくいん}と一緒^{いっしょ}に自分^{じぶん}の家族^{かぞく}に会^あいに行きたい^い。
- ・ 子どもと職員^{しょくいん}で一緒^{いっしょ}に遊び^{あそ}びたい。(ゲーム、追いかけて^おこ、スポーツ等^{など}、複数^{ふくすう}意見^{いけん}あり。)
- ・ 担当^{たんとう}じゃない人^{ひと}と外出^{がいしゅつ}したい。
- ・ 職員^{しょくいん}と外出^{がいしゅつ}、旅行^{りょこう}に行^いってみたい。(複数^{ふくすう}意見^{いけん})
- ・ 職員^{しょくいん}と買^かい物^{もの}をしたい。
- ・ 職員^{しょくいん}と2人^{ふたり}きりになるのがよい。
- ・ 職員^{しょくいん}が空^あいている時^{とき}に、行事^{ぎょうじ}をもっとやってほしい。(夏祭り^{なつまつ}とか、クリスマス、カラオケ大会^{たいかい}等^{など})

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ⑥

ともだち

かぞく

おとな かいぎ ほうこく ないよう
※ 大人の会議で報告した内容

友達とやってみたいこと家族とやってみたいこと

- ・ ^{あそ}遊びたい。(複数意見)
- ・ ^{ざつだん}雑談、^{ふくすういけん}おしゃべり。(複数意見)
- ・ ダンスパーティーやカラオケパーティーをやりたい。
- ・ ^{ともだち}友達がいないのでわからない。
- ・ ^{ほか}他の人と比べて、^{ひと}帰宅や^{くら}外出が出来ているから^{きたく}思えると思うが、^{がいしゅつ}みんなと^{でき}楽しみたい。

かぞく

家族とやってみたいこと

- ・ ^{てつだ}お手伝いをしたい。(料理、掃除、買い物等、複数意見)
- ・ ^{いま}今までやったことがない^{あた}新しい^{ちょうせん}挑戦。
- ・ ^{とく}特にない。
- ・ ^{がいしゅつ}外出、^{がいしょく}外食。(複数意見)
- ・ ^{かぞく}家族に^あ会いたい。
- ・ ^{かぞく}家族はみんなにとっても大事な^{だいじ}ものだから、^{かんけい}関係を^{こわ}壊さずに^{なかよ}仲良くしたい。
- ・ ^{かぞく}家族との^{かんけい}関係は^{まんぞく}満足している。
- ・ ^{いえ}家に^{かえ}帰りたい。

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ⑦

おとな かか になて かん
 大人との関わりで、苦手だと感じたこと

おとな かいぎ ほうこく ないよう
 ※ 大人の会議で報告した内容

- 苦手だと感じることはない。(複数意見)
- 自分のタイミングで話をきいてもらえないときがある。(複数意見)
- 職員について勤務表見て、信頼できる職員がいない時は不安になる。
- 職員に物事を言えないと考えている。
 (大人にお世話してもらっているから、大人の反応を気にしてしまう等の複数意見あり)
- 大人に余裕があるか等、毎日、空気を見ている。
- 大人と性格が合わない場合もある。
- 大人との関係を上下関係と捉えている。
- 大人に自分が出来ない事を求められると困る。
- 大人との関係が悪くなることを嫌ってしまう。
- 「年上と言われる」ことが苦手。(年下に優しくしてと言われているように感じる)

ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ⑧

せいかつ きぼう せいかつ なか にがて かん
生活への希望、生活の中で苦手だと感じることおとな かいぎ ほうこく ないよう
※ 大人の会議で報告した内容せいかつ きぼう
【生活への希望】

- ・ ゲームの時間を増やしてほしい。(複数意見)
じかん ふ ふくすいけん
- ・ 外出の機会を増やしてほしい。(複数意見)
がいしゅつ きかい ふ ふくすういけん
- ・ 個室が欲しい。(複数意見)
こしつ ほ ふくすういけん
- ・ 職員がもう少し増えたら良い。
しょくいん すこ ふ い
- ・ 言いにくいことも言える仕組みがあるとよい。
い い しく
- ・ 生活を小学生と中高生で分けてほしい、少しでも同年代で生活したい。
せいかつ しょうがくせい ちゅうこうせい わ すこ どうせだい せいかつ
- ・ 生活する人数を減らしてほしい。
せいかつ にんずう へ
- ・ 職員に話を聞いてほしいときにすぐに話を聞いてもらいたい。
しょくいん はなし き はなし き
- ・ 一人時間を保てるような生活がしたい。
ひとりじかん たも せいかつ

せいかつ にがて かん
【生活で苦手だと感じること】

- ・ 他の人のケンカや悪口が苦手。(複数意見)
ほか ひと わるぐち にがて ふくすういけん
- ・ 他の人の声や大きな音を出されるのが苦手。(複数意見)
ほか ひと こえ おお おと だ にがて ふくすういけん
- ・ やりたいことを我慢すること。
がまん
- ・ 帰宅できない子どもを気にしてしまい、家族の事を話せないときがある。
きたく き かぞく こと はな

みなさんの意見を大人の会議で報告しました

わかものお
こども・若者ヒアリングが終わったあとは・・・

いけん しりょう れいわ ねん がつ にち かいさい こんご しょうがいじにゆうしょしせつ あり かた かん けんとう
みなさんの意見をまとめた資料をつくり、令和8年1月19日に開催された「今後の障害児入所施設の在り方に関する検討会」(大人の会議)でみなさんの意見を報告しました。

ほうこくしりょう
※報告資料はこちら

※<https://www.cfa.go.jp/councils/nyusyo/05>

こども・若者ヒアリングの結果報告

こども・若者ヒアリング結果のまとめ(続き)

皆様から、一言頼れる人

- 職員からアドバイスをもらい、後から考えて、後からこうしなきゃと自分を感じる職員。
- 話しかけて話を聞いてもらう職員、アドバイスをもらう職員。
- 同僚の職員の手が差し伸べられ、同じ職員に話しかけるときには同僚の職員に聞いてもらう。
- 自分の得意に定着する人だけ職員である。
- 優しい職員ばかりがよいわけではなく、厳しい事も言ってくれる職員がいれば、成長できると思っている。
- 一緒に生活している職員がいい。
- 付き合いが長い職員。
- 家族や友達、生活の支えになっている職員。
- 優しい職員。
- 元気。
- いつも近くにいる職員。
- 児童相談所の職員。(特に1回は話す機会がある。)
- 施設内職員ではなく、置い事の外部の方。
- 施設や学校では理解できる人はいない。
- 思ったときに相談している人はいない。仕方ないと思っている。



委員からの主なコメント

しょうらい ゆめ き
こどもから将来の夢について聞くことができた。
ゆめ む かんきょう ひつよう かん
こどもが夢に向かえる環境づくりが必要と感じた。

あま でき など おも う と
こどもたちが、甘えることができる等、こどもの思いを受け止められる
じだい せいかつかんきょう ほんとう だいじ かん
ようなこども時代の生活環境が本当に大事なと感じた。

かぞく たいせつ かぞく
こどもたちが家族とのつながりを大切にしていた。こどもたちの家族との
かぞく いっしょ せいかつ かん
つながりが、家族と一緒に生活できなくてもこどもたちが感じられる
せいかつ たいせつ かん
ような生活を大切にできたらよいと感じた。

とうじつ しりょう
当日の資料など <https://www.cfa.go.jp/councils/nyusyo/05>



しょういん

たいせつ

かんが

職員が大切にするべきことを考えるためのポイント

おも いけん なか

せいかつ きぼう

してん

しょうがいじにゆうしょせつ

あ

かた

かんが

みなさんの主な意見の中から、どのような生活を希望しているかという視点で、障害児入所施設の在り方を考えるためにポイントとなるキーワードをまとめてみました。

たよ

たよ

おとな

頼りたいときに頼れる大人がいてほしい。

ひとり じかん くうかん

一人の時間や空間があるといい。

ほめ

みと

おとな

しんらい

褒めてくれる、認めてくれる大人が信頼できる。

かつどう がいしゅつ きぼう

活動や外出の希望をかなえてほしい。

きも そんな

おとな

しんらい

気持ちを尊重してくれる大人が信頼できる。

じぶん りかい

おとな しんらい

自分を理解してくれる大人が信頼できる。

かぞく あ いえ

家族に会いたい。家にかえりたい。

いけん

かんが

しょうがいじにゆうしょせつ

めざ

ほうこうせい

みなさんの意見から考えた「障害児入所施設が目指す方向性」

きぼう

せいかつ

かのう

かぎ

じつげん

かくほ

せいかつ

そんな

こどもが希望する生活が可能な限り実現されるように、プライバシーの確保や生活リズムが尊重される

環境づくりを進めて行くこと、こどもが頼りたいときに信頼できる大人を自ら選び、頼ることができること、

希望に沿った余暇や外出等を実現していくこと、家族を含めたトータルな支援を行っていくことが重要である。

しょうがいじにゆうしょせつ

よ

しえん

かんきよう

せいび

む

とりくみ

すす

これから、障害児入所施設でのより良い支援や環境の整備に向け取組を進めていきます。